

(目的)

第1条 この訓令は、大阪府警察（以下「警察」という。）における広報活動を能率的、かつ、効果的に実施するため、必要な事項について定めることを目的とする。

(広報活動の意義)

第2条 この訓令において「広報活動」とは、警察に対する府民の信頼と協力を得て警察目的を達成するため、警察の任務、組織、運営、施策、装備及び活動状況等の実態をあらゆる方法で府民に伝える活動をいう。

(職員の心構え)

第3条 大阪府警察職員（以下「職員」という。）は、すべて広報実施者であることを自覚し、常に府民に好感を与えるような言語、態度を保持して、広報目的を達成するように努めなければならない。

(主管課の広報業務)

第4条 広報課長は、広報に関し、おおむね次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 広報活動に関する各所属間の連絡調整に関すること。
- (3) 警察の運営方針及び活動状況等の広報に関すること。
- (4) 報道機関との連絡に関すること。
- (5) 官公庁その他諸団体との広報活動に係る連絡調整に関すること。
- (6) 広報資料の製作、収集、管理及び提供に関すること。
- (7) 広報活動に関する職員の指導に関すること。

(広報責任者)

第5条 広報活動を円滑に推進するため、所属に広報責任者を置く。

2 広報責任者は、原則として、本部及び市警察部にあっては次長又は副隊長を、警察学校にあっては副校長を、組織犯罪対策本部にあっては組織犯罪対策本部副本部長を、犯罪対策戦略本部にあっては犯罪対策戦略本部副本部長を、万博対策本部にあっては万博対策官を、警察署にあっては副署長又は次長をもって充てる。

3 広報責任者は、所属長の指揮を受け、おおむね次に掲げる広報業務を行うものとする。

- (1) 本部で決定した年間広報重点及び広報事項の実施に関すること。
- (2) 所属で自主的に企画する広報活動に関すること。
- (3) 広報活動に関する所属職員の指導に関すること。
- (4) その他広報活動全般に関すること。

(報道連絡責任者)

第6条 報道連絡業務を円滑かつ適正に行うため、所属に報道連絡責任者を置く。

2 報道連絡責任者は、広報責任者をもって充てる。

3 報道連絡責任者は、おおむね次に掲げる報道連絡業務を行うものとする。

- (1) 報道機関に対する報道連絡に関すること。
- (2) 報道連絡に関する所属内係間及び主管課との連絡調整に関すること。

(広報技術の研究)

第7条 広報業務に携わる者は、広く部外有識者又は広報関係専門家等について広報技術の研究を行うほか、あらゆる角度から自主的な研究を行い、常に社会の情勢に適応する効果的な広報活動の推進に努めなければならない。

(広報活動の方法)

第8条 広報活動は、次の方法により、効果的な推進を図るものとする。

- (1) 警察の運営及び諸施策の企画実施に当たって、広報的配慮を施し、警察全般の職務執行を通じて広報効果を上げるように努めること。
- (2) 全職員が府民とのあらゆる機会をとらえて広報に努めること。

(3) 各種広報媒体又は行事等の利用により広報に努めること。

(広報媒体利用上の配慮)

第9条 広報媒体を通じて行う広報活動は、次の各号に掲げる広報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 報道機関による広報 報道機関の正当な取材活動に対しては適切に対応するとともに、報道機関に発表を行う場合は、あらかじめ広報課長に連絡の上、行うこととし、発表に当たっては、場所、時機等を考慮して、その公平を期すること。

(2) ラジオ放送又はテレビ放送による広報 所属においてラジオ放送又はテレビ放送による広報活動を行う場合は、あらかじめ広報課長に連絡すること。

(3) 出版物による広報 所属において広報に関する出版物を発刊し、又は他の出版物を利用して広報活動を行った場合は、速やかにその出版物3部を広報課長に送付すること。

(4) ウェブサイトによる広報 大阪府警察ウェブサイト（広報課が開設するウェブサイトであって、当該ウェブサイトに掲載する情報の登録を広報課において行うものをいう。）又は警察署ウェブサイト（広報課が開設するウェブサイトであって、当該ウェブサイトに掲載する情報の登録を警察署において行うものをいう。）以外のウェブサイトを利用して広報活動を行う場合は、あらかじめ広報課長に連絡すること。

(5) 関係機関との協力による広報 官公庁その他の諸団体と協力して広報活動を行う場合の交渉は、原則として、広報課長を通じて行うこと。

(展覧会等の企画運営)

第10条 警察において行う総合的な展覧会その他の広報活動に係る行事は、広報課長が関係所属の協力を得て、企画運営に当たるものとする。

2 特定部門の展覧会その他の広報活動に係る行事を開催するときは、当該行事を主管する所属長が広報課長に連絡の上その協力を得て実施するものとする。

(報告)

第11条 所属長は、効果的な広報活動を実施した場合又は広報活動に関係のある重要特異な事案が発生した場合は、その都度事案等の概要に資料を添えて総務部長（広報課）に報告しなければならない。